報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年７月 27 日

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果の公表

総務省は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和８年３月 14 日（土）から同年４月 13 日（月）までの間、意見を募集しました。その結果、18 件の意見の提出がありましたので、提出された意見及び総務省の考え方を公表します。

１　経緯

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案を作成し、令和８年３月 14 日（土）から同年４月 13 日（月）までの間、意見募集を実施しました。

２　意見募集の結果

意見募集を実施したところ、18 件の意見の提出がありました。

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙のとおりです。

別紙は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課（総務省 10 階）において閲覧に供するとともに配布するほか、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

３　省令の公布及び施行

本意見募集の結果を踏まえて、本日、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布されたところであり、令和９年４月１日（木）から施行されます。

【連絡先】
総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課
担　当：田中課長補佐、片上官、佐野官
電　話：03-5253-5487
E-mail：honninkakunin_atmark_soumu.go.jp
※　迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。